

令和 5 年 9 月

北九州市議会定例会議案

付 議 議 案

議案番号	件 名	ページ
議案第121号	令和4年度北九州市一般会計決算について	… 1
議案第122号	令和4年度北九州市国民健康保険特別会計決算について	… 2
議案第123号	令和4年度北九州市食肉センター特別会計決算について	… 3
議案第124号	令和4年度北九州市卸売市場特別会計決算について	… 4
議案第125号	令和4年度北九州市渡船特別会計決算について	… 5
議案第126号	令和4年度北九州市土地区画整理特別会計決算について	… 6
議案第127号	令和4年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について	… 7
議案第128号	令和4年度北九州市港湾整備特別会計決算について	… 8
議案第129号	令和4年度北九州市公債償還特別会計決算について	… 9
議案第130号	令和4年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について	… 10
議案第131号	令和4年度北九州市土地取得特別会計決算について	… 11
議案第132号	令和4年度北九州市駐車場特別会計決算について	… 12
議案第133号	令和4年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について	… 13
議案第134号	令和4年度北九州市産業用地整備特別会計決算について	… 14
議案第135号	令和4年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について	… 15
議案第136号	令和4年度北九州市介護保険特別会計決算について	… 16
議案第137号	令和4年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について	… 17
議案第138号	令和4年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について	… 18
議案第139号	令和4年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について	… 19
議案第140号	令和4年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について	… 20
議案第141号	令和4年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について	… 21

議案第142号	令和4年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について	…	22
議案第143号	令和4年度北九州市上水道事業会計に係る資本剰余金の処分及び決算について	…	23
議案第144号	令和4年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	…	24
議案第145号	令和4年度北九州市交通事業会計決算について	…	25
議案第146号	令和4年度北九州市病院事業会計決算について	…	26
議案第147号	令和4年度北九州市下水道事業会計に係る利益の処分及び決算について	…	27
議案第148号	令和4年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算について	…	28
議案第149号	令和5年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	…	29
議案第150号	北九州市手数料条例の一部改正について	…	40
議案第151号	北九州市旅館業法施行条例の一部改正について	…	47
議案第152号	北九州市公害防止条例の一部改正について	…	50
議案第153号	北九州市火災予防条例の一部改正について	…	61
議案第154号	高規格救急自動車の取得について	…	70
議案第155号	30メートル級はしご付消防自動車の取得について	…	72
議案第156号	普通消防ポンプ自動車の取得について	…	73
議案第157号	大型化学高所放水車の取得について	…	74
議案第158号	救助工作車（Ⅱ型）の取得について	…	75
議案第159号	（仮称）桃園武道場新築工事請負契約の一部変更について	…	76
議案第160号	太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和5年度）請負契約締結について	…	78
議案第161号	小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約の一部変更について	…	79
議案第162号	公有水面埋立てによる土地確認について	…	80
議案第163号	町の区域の変更について	…	84
議案第164号	本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約締結について	…	88
議案第165号	市有地の処分について	…	90

議案第166号	土地の取得について	… 93
議案第167号	土地の取得について	… 97
議案第168号	令和5年度北九州市一般会計補正予算について	} 別冊
議案第169号	令和5年度北九州市食肉センター特別会計補正予算について	
議案第170号	令和5年度北九州市公債償還特別会計補正予算について	
議案第171号	令和5年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	

議案第121号

令和4年度北九州市一般会計決算について

令和4年度北九州市一般会計決算について次のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市一般会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市一般会計決算

別冊のとおり

議案第122号

令和4年度北九州市国民健康保険特別会計決算について

令和4年度北九州市国民健康保険特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市国民健康保険特別会計決算
別冊のとおり

議案第123号

令和4年度北九州市食肉センター特別会計決算について

令和4年度北九州市食肉センター特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市食肉センター特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市食肉センター特別会計決算
別冊のとおり

議案第124号

令和4年度北九州市卸売市場特別会計決算について

令和4年度北九州市卸売市場特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市卸売市場特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市卸売市場特別会計決算

別冊のとおり

議案第125号

令和4年度北九州市渡船特別会計決算について

令和4年度北九州市渡船特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市渡船特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市渡船特別会計決算

別冊のとおり

議案第126号

令和4年度北九州市土地区画整理特別会計決算について

令和4年度北九州市土地区画整理特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市土地区画整理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市土地区画整理特別会計決算
別冊のとおり

議案第 1 2 7 号

令和 4 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について

令和 4 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 4 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計決算

別冊のとおり

議案第128号

令和4年度北九州市港湾整備特別会計決算について

令和4年度北九州市港湾整備特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市港湾整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市港湾整備特別会計決算

別冊のとおり

議案第129号

令和4年度北九州市公債償還特別会計決算について

令和4年度北九州市公債償還特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市公債償還特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市公債償還特別会計決算

別冊のとおり

議案第130号

令和4年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について

令和4年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計決算
別冊のとおり

議案第 1 3 1 号

令和 4 年度北九州市土地取得特別会計決算について

令和 4 年度北九州市土地取得特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和 5 年 9 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度北九州市土地取得特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 4 年度北九州市土地取得特別会計決算

別冊のとおり

議案第 1 3 2 号

令和 4 年度北九州市駐車場特別会計決算について

令和 4 年度北九州市駐車場特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度北九州市駐車場特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 4 年度北九州市駐車場特別会計決算

別冊のとおり

議案第 1 3 3 号

令和 4 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について

令和 4 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 4 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計決算

別冊のとおり

議案第134号

令和4年度北九州市産業用地整備特別会計決算について

令和4年度北九州市産業用地整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市産業用地整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市産業用地整備特別会計決算
別冊のとおり

議案第 135 号

令和 4 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について

令和 4 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 4 年度北九州市漁業集落排水特別会計決算
別冊のとおり

議案第136号

令和4年度北九州市介護保険特別会計決算について

令和4年度北九州市介護保険特別会計決算について次のとおり認定に付する

。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市介護保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市介護保険特別会計決算

別冊のとおり

議案第 137 号

令和 4 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について

令和 4 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 4 年度北九州市空港関連用地整備特別会計決算
別冊のとおり

議案第138号

令和4年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について

令和4年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計決算
別冊のとおり

議案第139号

令和4年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について

令和4年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計決算
別冊のとおり

議案第140号

令和4年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について

令和4年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算
別冊のとおり

議案第 1 4 1 号

令和 4 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について

令和 4 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和 4 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計決算
別冊のとおり

議案第142号

令和4年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について

令和4年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について次のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算
別冊のとおり

議案第143号

令和4年度北九州市上水道事業会計に係る資本剰余金の処分及び
決算について

令和4年度北九州市上水道事業会計について、次のとおり資本剰余金を処分
し、及び決算を認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 令和4年度北九州市上水道事業会計に係る資本剰余金を処分するに
当たり地方公営企業法第32条第3項の規定によりこの案を提出し、及び同
法第30条第4項の規定により令和4年度北九州市上水道事業会計決算を監
査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和4年度北九州市上水道事業会計決算
別冊のとおり

議案第 1 4 4 号

令和 4 年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益の処分及び決算について

令和 4 年度北九州市工業用水道事業会計について、次のとおり利益を処分し、及び決算を認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 令和 4 年度北九州市工業用水道事業会計に係る利益を処分するに当たり地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定によりこの案を提出し、及び同法第 3 0 条第 4 項の規定により令和 4 年度北九州市工業用水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和 4 年度北九州市工業用水道事業会計決算
別冊のとおり

議案第145号

令和4年度北九州市交通事業会計決算について

令和4年度北九州市交通事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度北九州市交通事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市交通事業会計決算

別冊のとおり

議案第146号

令和4年度北九州市病院事業会計決算について

令和4年度北九州市病院事業会計決算について次のとおり認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度北九州市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて、認定に付する。

記

令和4年度北九州市病院事業会計決算

別冊のとおり

議案第 1 4 7 号

令和 4 年度北九州市下水道事業会計に係る利益の処分及び決算に
ついて

令和 4 年度北九州市下水道事業会計について、次のとおり利益を処分し、及
び決算を認定に付する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 令和 4 年度北九州市下水道事業会計に係る利益を処分するに当たり
地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定によりこの案を提出し、及び同法第 3
0 条第 4 項の規定により令和 4 年度北九州市下水道事業会計決算を監査委員
の意見を付けて認定に付する。

記

令和 4 年度北九州市下水道事業会計決算
別冊のとおり

議案第148号

令和4年度北九州市公営競技事業会計に係る利益の処分及び決算
について

令和4年度北九州市公営競技事業会計について、次のとおり利益を処分し、
及び決算を認定に付する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 令和4年度北九州市公営競技事業会計に係る利益を処分するに当たり
り地方公営企業法第32条第2項の規定によりこの案を提出し、及び同法第
30条第4項の規定により令和4年度北九州市公営競技事業会計決算を監査
委員の意見を付けて認定に付する。

記

令和4年度北九州市公営競技事業会計決算
別冊のとおり

議案第149号

令和5年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について
令和5年度北九州市一般会計補正予算について、次のとおり専決処分した。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業を処理するため
令和5年度北九州市一般会計補正予算を定めるに当たり、地方自治法第17
9条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報
告し、承認を求める。

専決第 3 号

専決処分書

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業を処理するため令和 5 年度北九州市一般会計補正予算を定めるに当たり、市議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 9 日

北九州市長 武 内 和 久

令和5年度北九州市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度北九州市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ611,327,700千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳	入	款	項	補正前の額	補正額	計
18	国庫支出金			127,716,490	600,000	128,316,490
			2 国庫補助金	31,962,517	600,000	32,562,517
歳	入	合	計	610,727,700	600,000	611,327,700

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 保健福祉費		182,996,328	600,000	183,596,328
	2 社会福祉費	79,552,364	600,000	80,152,364
歳 出	合 計	610,727,700	600,000	611,327,700

参 考

北九州市一般会計補正予算（第2号）に関する説明書

令和5年度北九州市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金	127,716,490	600,000	128,316,490
歳入合計	610,727,700	600,000	611,327,700

(単位：千円)

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内 訳
				特定財		源	
				国県支出金	地方債		
3 保健福祉費	182,996,328	600,000	183,596,328	600,000			
歳 出 合 計	610,727,700	600,000	611,327,700	600,000			

2 歳 入

18 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 保健福祉費国庫補助金	10,140,176	600,000	10,740,176	1 社会福祉費補助金	600,000	○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 600,000
計	31,962,517	600,000	32,562,517			

3 歳 出

3 歳 保 健 福 祉 費

2 項 社 会 福 祉 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総務費	21,319,497	600,000	21,919,497	600,000				3 職員手当等	797	社会福祉の一般管理、民生委員活動及び社会援護等に要する経費
								10 需用費	398	○電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業経費 600,000
								11 役員費	2,735	
								12 委託料	38,372	
								13 使用料及び賃借料	2,398	
								18 負担金補助及び交付金	555,300	
計	79,552,364	600,000	80,152,364	600,000						

地方自治法（抜粋）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

議案第150号

北九州市手数料条例の一部改正について

北九州市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方税法等の一部改正に伴い、固定資産課税台帳の閲覧等の特例を追加する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、「交付」の次に「（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加え、

「

1件につき 300円

」を「

1件につき30 0円

」に

改め、同表第1号の2中「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、「固定資産課税台帳の閲覧」の次に「（同法第382条の4に規定する当該固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加え、

「

1件につき 300円

」を「

1件につき30 0円

」に

改め、同表第1号の3中「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、「交付」の次に「（同法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加え、

「

1件につき 300円 （件数が2件以上となるものの1件を超える件数に係る手数料の金額は、1件につき200円）
--

」を

「

1件につき300円（件数が2件以上となるものの1件を超える件数に係る手数料の金額は、1件につき200円）
--

」に

改め、同表第1号の4中「の規定に基づく」を「に規定する」に改め、「家屋名寄帳の閲覧」の次に「（同法第382条の4に規定する当該土地名寄帳又は家屋名寄帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加え、

「

1件につき 300円

」を「

1件につき30 0円

」に

改め、同表中

(106)	租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は第38条の4第24項に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査		1件につき 31,000円		を
(106)	削除				に

改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表106号の改正規定は、公布の日から施行する。

新					旧				
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)				
手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考		手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考	
(1) 地方税法(昭和25年法律第26号)第20条の10に規定する証明書の交付(同法第38条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)		1件につき300円			(1) 地方税法(昭和25年法律第26号)第20条の10の規定に基づく証明書の交付		1件につき300円		
(1) 地方税法第38条の2第1項に規定する固定資産課税台帳の閲覧(同法第38条の4に規		1件につき300円			(1) 地方税法第38条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧(同法第416条第3		1件につき300円		

新		旧	
(1) の3	<p>定する当該固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。) (同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合を除く。)</p>	略	略
	<p>地方税法第38条の3に規定する証明書の交付 (同法第38条の4に規定する当該証明書</p>		
(1) の3	<p>項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合を除く。)</p>	略	略
	<p>地方税法第38条の3の規定に基づく証明書の交付</p>		

新		旧	
	に住所に代わる 事項の記載をし たものの交付を 含む。)		、1件につき20 0円)
(1) の4	地方税法第38 7条第3項に規 定する土地名寄 帳又は家屋名寄 帳の閲覧(同法 第382条の4 に規定する当該 土地名寄帳又は 家屋名寄帳に住 所に代わる事項 の記載をしたも のの閲覧を含む 。)(同法第4 16条第3項又 は第419条第 8項の規定によ		1件につき 300円
		地方税法第38 7条第3項の規 定に基づく土地 名寄帳又は家屋 名寄帳の閲覧(同 法第416条 第3項又は第4 19条第8項の 規定により公示 した期間におい て納税義務者の 閲覧に供する場 合を除く。)	1件につき 300円

新		旧	
り公示した期間 において納税義 務者の閲覧に供 する場合を除く 。)			
略		略	
(10 6)	削除	租税特別措置法 施行令第20条 の2第14項又 は第38条の4 第24項に規定 する要件に該当 する事業である ことについての 認定の申請に対 する審査	1件につき 31,000円
略		略	

議案第 151 号

北九州市旅館業法施行条例の一部改正について

北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 旅館業法の一部改正に伴い、事業譲渡による営業者の地位の承継に係る規定を追加する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

北九州市旅館業法施行条例（平成15年北九州市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

第10条第2項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(社会教育に関する施設等の周辺における旅館業の許可)</p> <p>第6条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 法第3条第4項(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略 (宿泊拒否の事由)</p> <p>第9条 法第5条第1項第4号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>。(1) 略 (2) 略 (手数料)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定により旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請をしようとする者は、当該申請の際1件につき7,400円の手数料を納めなければならない。</p> <p>3 略 4 略</p>	<p>(社会教育に関する施設等の周辺における旅館業の許可)</p> <p>第6条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略 (宿泊拒否の事由)</p> <p>第9条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (手数料)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定により旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請をしようとする者は、当該申請の際1件につき7,400円の手数料を納めなければならない。</p> <p>3 略 4 略</p>

議案第 152 号

北九州市公害防止条例の一部改正について

北九州市公害防止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 特定粉じんの排出等作業の完了報告に係る事項を定める等のため、
関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市公害防止条例の一部を改正する条例

北九州市公害防止条例（昭和46年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「または」を「又は」に、「掘さく」を「掘削」に、「および」を「及び」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「いおう酸化物」を「硫黄酸化物」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に改め、同項第3号中「弗化水素」を「^{フッ}弗化水素」に、「または」を「又は」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に、「たい積」を「堆積」に改め、同条第7項中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「および」を「及び」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「または」を「又は」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項中「または」を「又は」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「または」を「又は」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 この条例において「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。

5 この条例において「特定粉じん排出等作業」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。

6 この条例において「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。

第4条各号列記以外の部分中「もと」を「下」に改め、「の各号」を削り、同条第2号中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同条第8号を削り、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「および」を「及び」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「および」を「及び」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「および」を「及び」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「および」を「及び」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3） 特定粉じん排出等作業に伴う特定粉じんの飛散防止のために必要な

事業の推進

第4条第9号中「必要な資金の融資のあっせんおよび」を削る。

第17条から第19条までを次のように改める。

第17条から第19条まで 削除

第20条の次に次の1条を加える。

(特定粉じん排出等作業の完了報告)

第20条の2 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として規則で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下この条において「届出対象特定工事」という。）の発注者（特定工事の注文者で、他の者から請け負った特定工事の注文者以外のものである。以下この条において同じ。）又は自主施工者（特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下この条において同じ。）は、当該特定粉じん排出等作業が完了した日から60日以内に、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

(1) 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者若しくは下請負人又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該届出対象特定工事の場所

(3) 当該特定粉じん排出等作業の種類

(4) 当該特定粉じん排出等作業の実施の期間

(5) 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

(6) 当該特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの処理に関する管理を特別管理産業廃棄物管理責任者が行う場合には、次に掲げる事項

ア 当該特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名

イ 当該特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの運搬をした者の氏名又は名称

ウ 当該特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの処分をした者の氏名又は名称

エ 当該特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの数量

2 前項第1号の「元請業者」とは、発注者から特定工事を請け負った者をいい、「下請負人」とは、特定工事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。）を請け負った他の者（その請け負った特定工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請

負契約の当事者である請負人を含む。)をいう。

3 第1項第6号の「特別管理産業廃棄物管理責任者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項の特別管理産業廃棄物管理責任者をいう。

4 第1項の規定による報告には、規則で定める書類を添付しなければならない。

第25条中「大気汚染防止法」を「大気汚染防止法第2条第2項」に、「水質汚濁防止法」を「水質汚濁防止法第2条第2項」に、「もしくは騒音規制法」を「若しくは騒音規制法第2条第1項」に、「または第2条第5項」を「又は第2条第8項」に、「および」を「及び」に改める。

第30条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「、第10条第2項もしくは」を「又は第10条第2項若しくは」に改め、「または第18条第2項」を削り、「、または」を「、又は」に改め、同条第2号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）<u>、</u>土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）<u>および</u>悪臭によって、人の健康<u>または</u>生活環境に係る被害が生ずることをいう。</p> <p>2 この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。</p> <p>(1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する<u>いおう酸化物</u></p> <p>(2) 燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生する<u>ばいじん</u></p> <p>(3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、<u>弗化水素</u>、鉛その他の人の健康<u>または</u>生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第1号に掲げるものを除く。）で規則で定めるもの</p> <p>3 この条例において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理<u>または</u>は<u>たい積</u>に伴い発生し、<u>または</u>は<u>飛散</u>する物質をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）<u>、</u>土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）<u>及び</u>悪臭によって、人の健康<u>又は</u>生活環境に係る被害が生ずることをいう。</p> <p>2 この条例において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。</p> <p>(1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する<u>硫酸酸化物</u></p> <p>(2) 燃料その他の物の燃焼<u>又は</u>熱源としての電気の使用に伴い発生する<u>ばいじん</u></p> <p>(3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、<u>弗化水素</u>、鉛その他の人の健康<u>又は</u>生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第1号に掲げるものを除く。）で規則で定めるもの</p> <p>3 この条例において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理<u>又は</u>は<u>堆積</u>に伴い発生し、<u>又は</u>は<u>飛散</u>する物質をいう。</p> <p>4 この条例において「特定粉じん」とは、<u>粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。</u></p> <p>5 この条例において「特定粉じん排出等作業」とは、<u>吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの（以下「</u></p>

新	旧
<p><u>特定建築材料</u>という。)が使用されている建築物その他の工作物(以下「<u>建築物等</u>」という。)を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。</p> <p>6 この条例において「<u>特定工事</u>」とは、<u>特定粉じん排出等作業を伴う建設工事</u>をいう。</p> <p>7 この条例において「<u>排水水</u>」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水(廃液を含む。以下同じ。)を排出する施設で規則で定めるものを設置する工場又は事業場から公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)に排出される水をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>8 この条例において「<u>指定施設</u>」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭、土壌の汚染又は地盤の沈下(以下「<u>ばい煙等</u>」という。)を発生し、排出し、飛散させ、又はもたらす施設であつて規則で定めるものをいう。</p> <p>9 この条例において「<u>指定工場等</u>」とは、指定施設を設置する工場又は事業場をいう。</p> <p>10 この条例において「<u>規制基準</u>」とは、指定施設又は指定工場等から発生し、排出され、飛散し、又はもたらされるばい煙等(排水水以外の汚水を除く。)の量、濃度若しくは程度の許容限度又は指定施設の構造、使用及び管理の基準であつて、規則で定めるものをいう。</p> <p>(市の責務)</p>	<p>4 この条例において「<u>排水水</u>」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水(廃液を含む。以下同じ。)を排出する施設で規則で定めるものを設置する工場又は事業場から公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)に排出される水をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>5 この条例において「<u>指定施設</u>」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭、土壌の汚染又は地盤の沈下(以下「<u>ばい煙等</u>」という。)を発生し、排出し、飛散させ、又はもたらす施設であつて規則で定めるものをいう。</p> <p>6 この条例において「<u>指定工場等</u>」とは、指定施設を設置する工場又は事業場をいう。</p> <p>7 この条例において「<u>規制基準</u>」とは、指定施設又は指定工場等から発生し、排出され、飛散し、又はもたらされるばい煙等(排水水以外の汚水を除く。)の量、濃度若しくは程度の許容限度又は指定施設の構造、使用および管理の基準であつて、規則で定めるものをいう。</p> <p>(市の責務)</p>

新	旧
<p>第4条 市は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため公害防止に積極的に対処するものとし、総合的な計画の下に、次に掲げる公害防止の諸施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 監視、測定及び検査の体制の強化並びに調査研究機能の拡充</p> <p>(3) 特定粉じん排出等作業に伴う特定粉じんの飛散防止のために必要な事業の推進</p> <p>(4) 緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業及び下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業の推進</p> <p>(5) 公害に関する知識の普及及び公害の状況の公表</p> <p>(6) 公害に関する苦情の処理体制の整備及び適切な処理</p> <p>(7) 地域開発における土地利用及び公害をもたらし施設を設置を規制する措置等公害防止上の配慮</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 公害の防止のための施設の整備等について技術的な助言、指導等</p> <p>(10) 略</p> <p>第17条から第19条まで 削除</p>	<p>第4条 市は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため公害防止に積極的に対処するものとし、総合的な計画のもとに、次の各号に掲げる公害防止の諸施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 監視、測定および検査の体制の強化ならびに調査研究機能の拡充</p> <p>(3) 緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業および下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業の推進</p> <p>(4) 公害に関する知識の普及および公害の状況の公表</p> <p>(5) 公害に関する苦情の処理体制の整備および適切な処理</p> <p>(6) 地域開発における土地利用および公害をもたらし施設を設置を規制する措置等公害防止上の配慮</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 工場と住居との混在地区の段階的解消の推進</p> <p>(9) 公害の防止のための施設の整備等について必要な資金の融資のあっせんおよび技術的な助言、指導等</p> <p>(10) 略</p> <p>(特殊気象情報)</p> <p>第17条 市長は、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態の発生を未然に防止するため、特殊な気象の状態を生じ、または生ずるおそれがあるときは、そ</p>

新	旧
	<p>の旨を同条第2項に規定するばい煙排出者に対し、通知しなければならぬ。</p> <p>2 市長は、前項の特殊な気象の状態が継続することにより、大気中のばい煙の量が増加するおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、前項に規定するばい煙排出者に対し、ばい煙量の減少について協力を求めなければならない。</p> <p><u>(緊急時における措置等)</u></p> <p>第18条 市長は、前条第1項に規定する特殊な気象の状態が発生してなく、かつ、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態に至っていないが、大気汚染が人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれがあり規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設およびばい煙に係る指定施設を設置している者に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めなければならない。</p> <p>2 <u>ばい煙排出者であって、ばい煙量が規則で定める量の範囲の施設を設置しているものは、当該施設についてはばい煙量の減少のための措置に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 市長は、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によってはその事態を改善することが困難であると認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、その届出に係る計画を参酌して、ばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p><u>(自動測定記録装置の設置)</u></p> <p>第19条 <u>ばい煙等が発生する施設で規則で定めるものを設置している者は、ばい</u></p>

新	旧
<p><u>(特定粉じん排出等作業の完了報告)</u></p> <p><u>第20条の2 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として規則で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下この条において「届出対象特定工事」という。）の発注者（特定工事の注文者で、他の者から請け負った特定工事の注文者以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は自主施工者（特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下この条において同じ。）は、当該特定粉じん排出等作業が完了した日から60日以内に、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。</u></p> <p>① <u>当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者若しくは下請負人又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>② <u>当該届出対象特定工事の場所</u></p> <p>③ <u>当該特定粉じん排出等作業の種類</u></p> <p>④ <u>当該特定粉じん排出等作業の実施の期間</u></p> <p>⑤ <u>当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類</u></p> <p>⑥ <u>当該特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの処理に関する管理を特別管理産業廃棄物管理責任者が行う場合には、次に掲げる事項</u></p> <p>ア <u>当該特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名</u></p>	<p><u>煙等の発生状況を常時監視するため、規則で定めるところにより自動測定記録装置を設置しなければならない。</u></p>

新	旧
<p>イ <u>当該特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの運搬をした者の氏名又は名称</u></p> <p>ウ <u>当該特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの処分をした者の氏名又は名称</u></p> <p>エ <u>当該特定粉じん排出等作業に伴い排出された特定粉じんの数量</u></p> <p>2 <u>前項第1号の「元請業者」とは、発注者から特定工事を請け負った者をいい、「下請負人」とは、特定工事の全部又は一部（特定粉じん排出等作業を伴うものに限る。）を請け負った他の者（その請け負った特定工事が数回の請負契約によって行われるときは、当該他の者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）をいう。</u></p> <p>3 <u>第1項第6号の「特別管理産業廃棄物管理責任者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の2第8項の特別管理産業廃棄物管理責任者をいう。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定による報告には、規則で定める書類を添付しなければならない。</u> （公害防止担当者の届出）</p> <p>第25条 <u>大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設若しくは騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設又は第2条第8項に規定する指定施設を設置する者は、事故時及び緊急時における措置その他公害防止に関し直接担当する者の氏名を市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。</u></p> <p>第30条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>（公害防止担当者の届出）</p> <p>第25条 <u>大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法に規定する特定施設もしくは騒音規制法に規定する特定施設または第2条第5項に規定する指定施設を設置する者は、事故時および緊急時における措置その他公害防止に関し直接担当する者の氏名を市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。</u></p> <p>第30条 <u>次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。</u></p>

新	旧
<p>(1) 第9条第1項又は第10条第2項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第21条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>	<p>(1) 第9条第1項、第10条第2項もしくは第3項または第18条第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第21条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者</p>

議案第153号

北九州市火災予防条例の一部改正について

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理に関する基準を変更する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和48年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第13条の2第1項第3号中「雨水等」を「外箱は、雨水等」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に規定する出火防止措置が講じられたものを除く。以下この条において同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂を生じ、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いるものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台の上に設けなければならない。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に規定する延焼防止措置が講じられたもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第15条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第13条の2第1項第3号」に改める。

第67条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第1の厨房設備の項中

「

		据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
--	--	--------	-----------	----	---	---	---

を

」

			据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0	
固 体 燃 料	不 燃 以 外	木 炭 を 燃 料 と す る も の	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
	不 燃	木 炭 を 燃 料 と す る も の	炭火焼き器	—	80	30	—	30	

に

」

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の第15条第1項に規定する蓄電池設備（付則第4項に規定するものを除く。）のうち、改正後の第13条第1項第3号の2（第10条の2第1項及び第3項、第13条第3項、第14条第2項及び第3項並びに第15条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものの位置、

構造及び管理に係る基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第15条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、改正後の第15条第1項に定める基準に適合しないものの位置、構造及び管理に係る基準については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条に定める基準に適合しないものの位置、構造及び管理に係る基準については、当該規定は、適用しない。

新	旧
<p>(変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備（電気を設備の内部で変圧し、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。）にコネクタ（充電ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この項において同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この条において同じ。）により構成されるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下この条及び第67条第10号において同じ。）の位置、構</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3の2) <u>キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(3の3)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第13条の2 急速充電設備（電気を設備の内部で変圧し、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。）にコネクタ（充電ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この項において同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この条において同じ。）により構成されるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下この条及び第67条第10号において同じ。）の位置、構</p>

新	旧
<p>造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 外箱は、<u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(4) ～ (18) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第15条 <u>蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に規定する出火防止措置が講じられたものを除く。以下この条において同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂を生じ、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いるものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台の上に設けなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定するもののほか、<u>屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に規定する延焼防止措置が講じられたもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造</u></p>	<p>造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(4) ～ (18) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(蓄電池設備)</p> <p>第15条 <u>屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床又は台の上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台にあつては、耐酸性の床又は台としなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</u></p>

新	旧
<p><u>られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第13条の2第1項第3号の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第67条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならぬ。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p>	<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第12条第4号、第13条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第67条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならぬ。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 蓄電池設備</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p>

新

別表第1 (第3条関係)

種 類	距離 (センチメートル)					備考	
	入 力	上 方	側 方	前 方	後 方		
略							
厨 房 設 備	略						
	気 体 燃 料	略					略
	不 燃 以 外	略					
開 放 式	据 置 型 レ ン ジ	21キロワ ット以下	80	0	—	0	
固 体 燃 料	木 炭 を 燃 料 と す る も の	炭 火 焼 き 器	—	100	50	50	50
不 燃	木 炭	炭 火 焼 き 器	—	80	30	—	30

旧

別表第1 (第3条関係)

種 類	距離 (センチメートル)					備考	
	入 力	上 方	側 方	前 方	後 方		
略							
厨 房 設 備	略						
	気 体 燃 料	略					略
	不 燃	略					
開 放 式	据 置 型 レ ン ジ	21キロワ ット以下	80	0	—	0	

新	旧																		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 109 778 224"></td> <td data-bbox="209 224 778 336"></td> <td data-bbox="209 336 778 448"></td> <td data-bbox="209 448 778 560"></td> <td data-bbox="209 560 778 672"></td> <td data-bbox="209 672 778 784"></td> <td data-bbox="209 784 778 896"></td> <td data-bbox="209 896 778 1008"></td> <td data-bbox="209 1008 778 1117">を燃料とするもの</td> </tr> </table>									を燃料とするもの	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 109 778 224"></td> <td data-bbox="209 224 778 336"></td> <td data-bbox="209 336 778 448"></td> <td data-bbox="209 448 778 560"></td> <td data-bbox="209 560 778 672"></td> <td data-bbox="209 672 778 784"></td> <td data-bbox="209 784 778 896"></td> <td data-bbox="209 896 778 1008"></td> <td data-bbox="209 1008 778 1117"></td> </tr> </table>									
								を燃料とするもの											
略	略																		
備考 略	備考 略																		

議案第154号

高規格救急自動車の取得について

高規格救急自動車を次のとおり買い入れる。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 高規格救急自動車を買うため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
高規格救急自動車
- 2 数量
4台
- 3 買入れ予定金額
1億4,938万円

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第155号

30メートル級はしご付消防自動車の取得について

30メートル級はしご付消防自動車を次のとおり買い入れる。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 30メートル級はしご付消防自動車を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
30メートル級はしご付消防自動車
- 2 数量
1台
- 3 買入れ予定金額
2億2,638万円

議案第156号

普通消防ポンプ自動車の取得について

普通消防ポンプ自動車を次のとおり買い入れる。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 普通消防ポンプ自動車を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
普通消防ポンプ自動車
- 2 数量
4台
- 3 買入れ予定金額
1億8,612万円

議案第157号

大型化学高所放水車の取得について

大型化学高所放水車を次のとおり買い入れる。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 大型化学高所放水車を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
大型化学高所放水車
- 2 数量
1台
- 3 買入れ予定金額
1億6,610万円

議案第158号

救助工作車（Ⅱ型）の取得について

救助工作車（Ⅱ型）を次のとおり買い入れる。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 救助工作車（Ⅱ型）を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
救助工作車（Ⅱ型）
- 2 数量
1台
- 3 買入れ予定金額
9,366万5,000円

議案第159号

(仮称) 桃園武道場新築工事請負契約の一部変更について

令和4年12月北九州市議会定例会において議決を経た(仮称) 桃園武道場新築工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 (仮称) 桃園武道場新築工事請負契約について、契約金額を変更する必要があるため、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

4億9,258万円

変更契約金額

5億1,008万2,100円

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第160号

太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和5年度）請負契約締結について

太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和5年度）請負契約を次のとおり締結する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和5年度）請負契約を締結するに当たり、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和5年度） |
| 2 | 契 約 金 額 | 13億1,250万9,000円 |
| 3 | 契 約 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 工 期 | 契約締結の日から令和7年9月30日まで |
| 5 | 契約の相手方 | 横浜市鶴見区末広町二丁目1番地
JFEエンジニアリング株式会社
代表取締役社長 大下 元 |

議案第161号

小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約の一部変更について

令和4年6月北九州市議会定例会において議決を経た小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約（令和5年3月北九州市議会定例会において一部変更）の一部を次のとおり変更する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約について、契約金額を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

7億6,725万円

変更契約金額

7億9,401万800円

議案第162号

公有水面埋立てによる土地確認について

次のとおり公有水面埋立てによる土地を確認する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

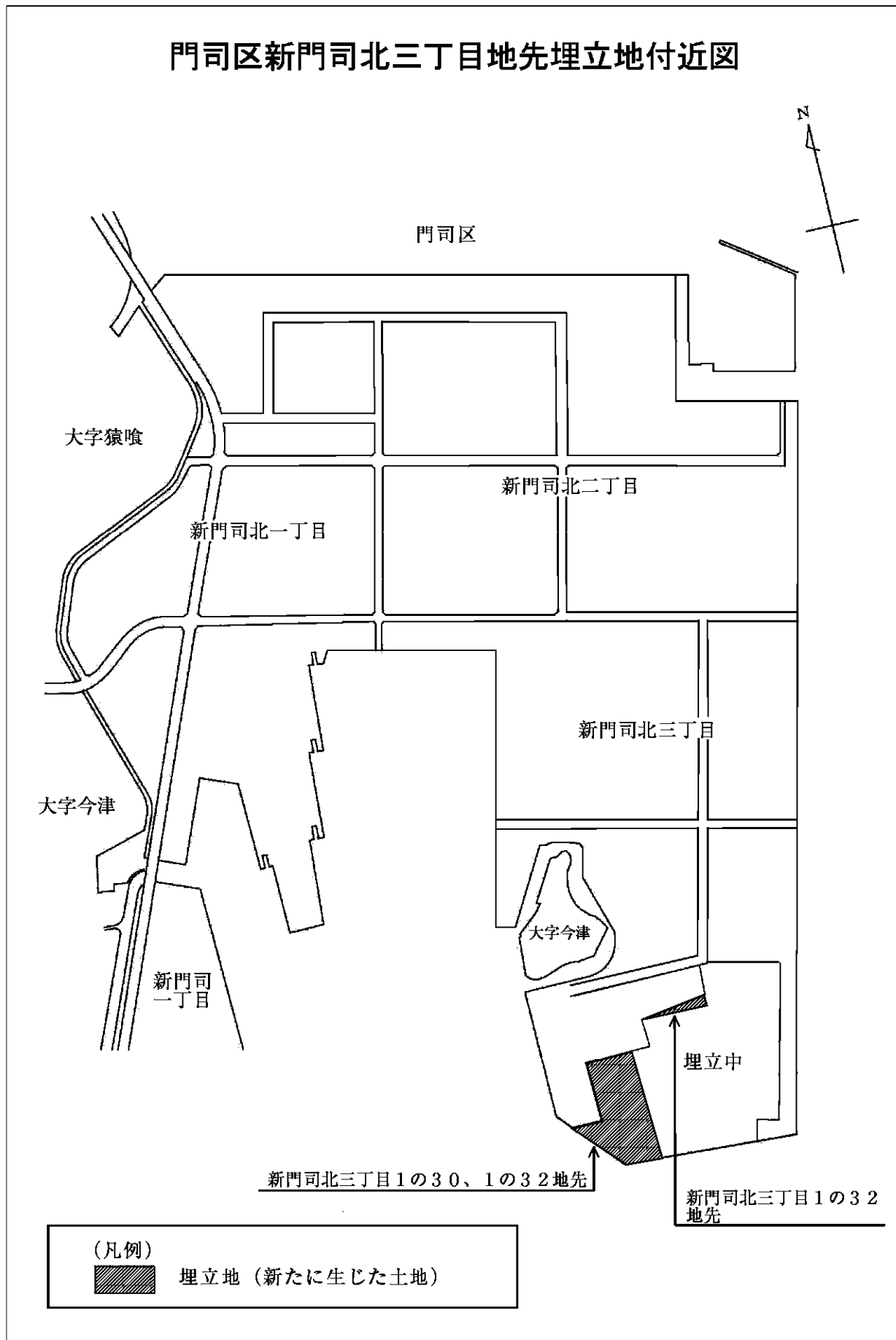
提案理由 公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認する必要があるため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、この案を提出する。

記

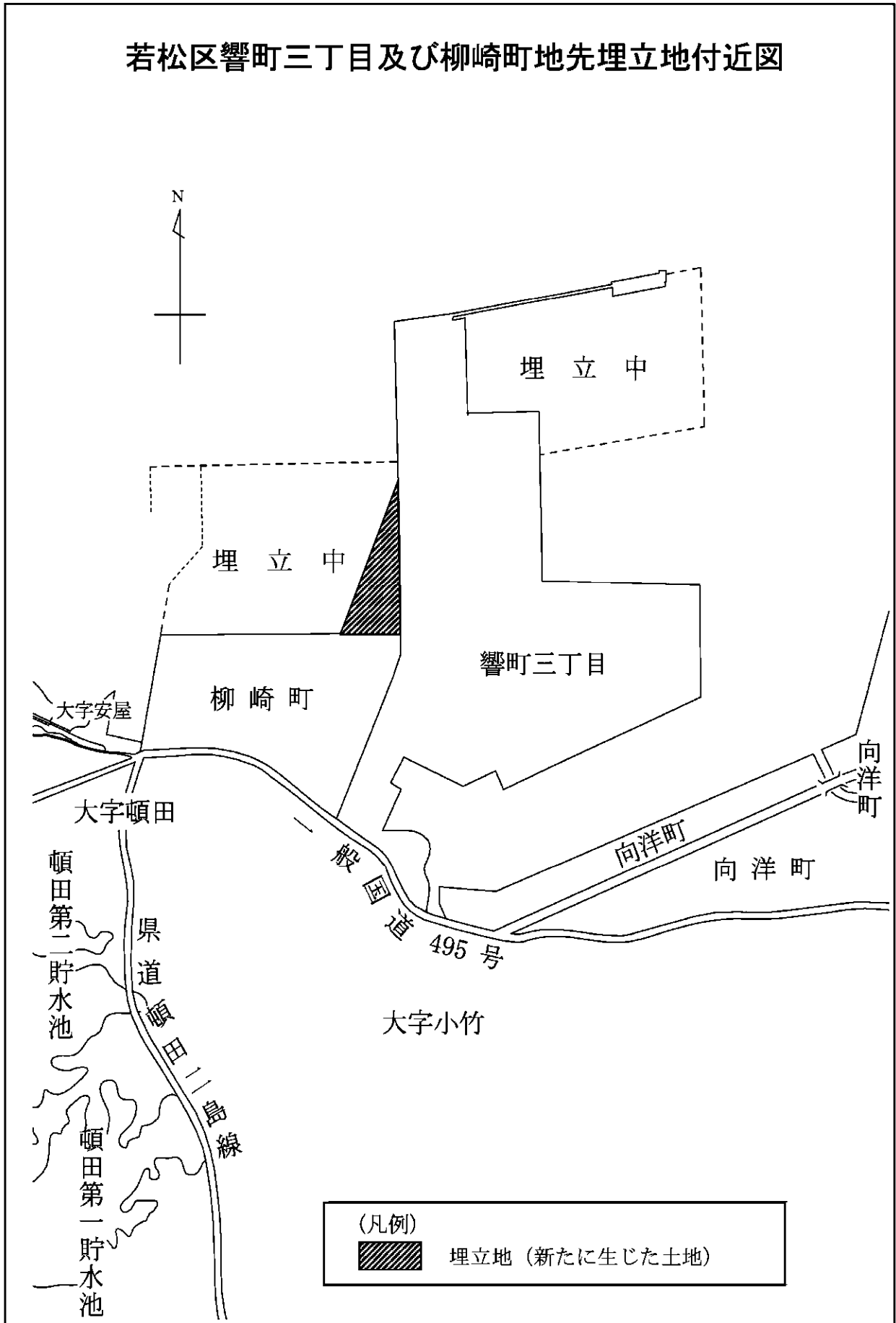
市の区域内に新たに生じた土地

- (1) 北九州市門司区新門司北三丁目1の30、1の32地先 3万4,953.20平方メートル
- (2) 北九州市門司区新門司北三丁目1の32地先 1,556.73平方メートル
- (3) 北九州市若松区響町三丁目8の2、30及び柳崎町6地先 13万1,793.68平方メートル

門司区新門司北三丁目地先埋立地付近図



若松区響町三丁目及び柳崎町地先埋立地付近図



地方自治法（抜粋）

（あらたに生じた土地の確認）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

2 略

議案第163号

町の区域の変更について

町の区域を次のとおり変更する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

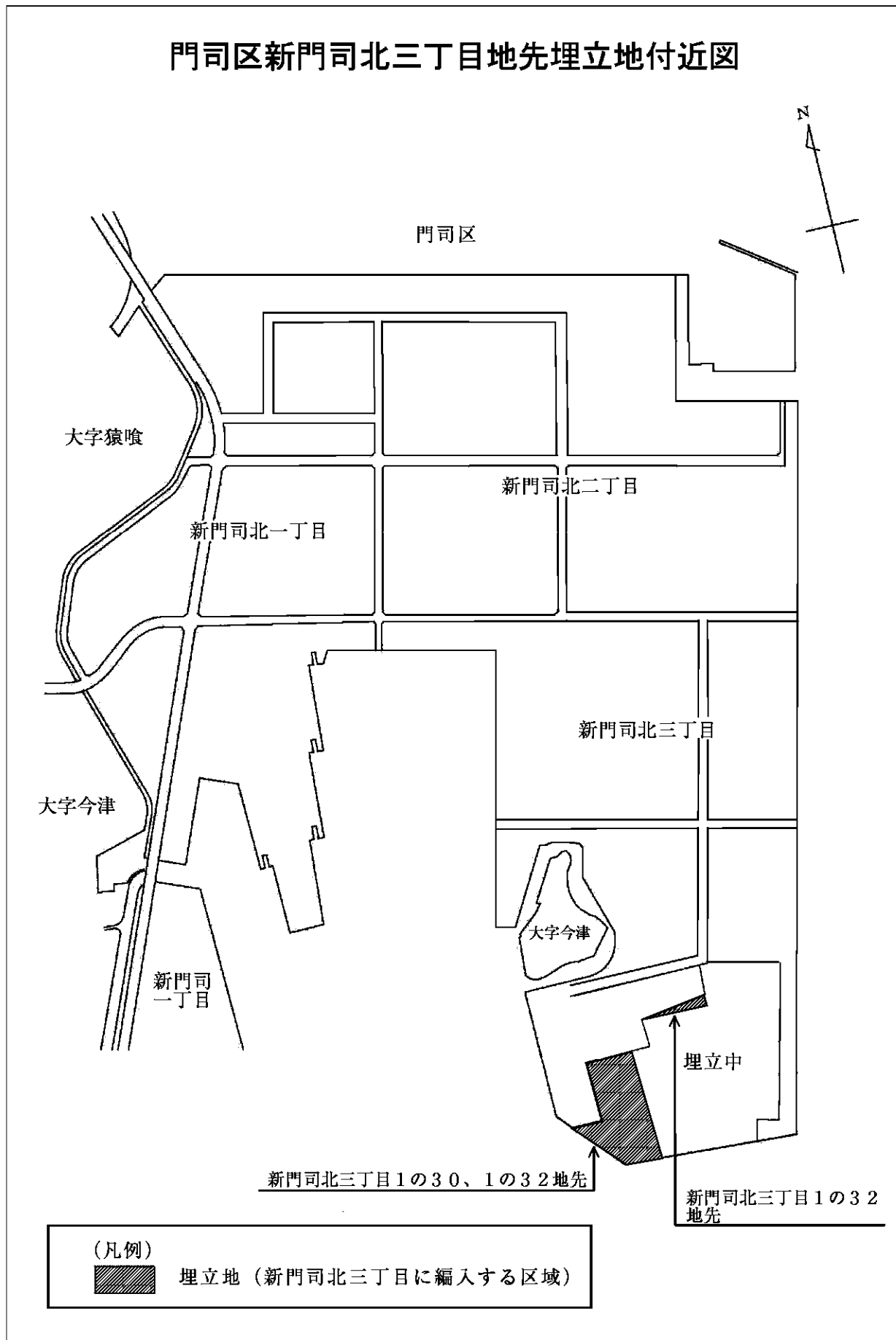
提案理由 公有水面埋立工事により市の区域内に新たに土地を生じたため、当該土地を町の区域に編入する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により、この案を提出する。

記

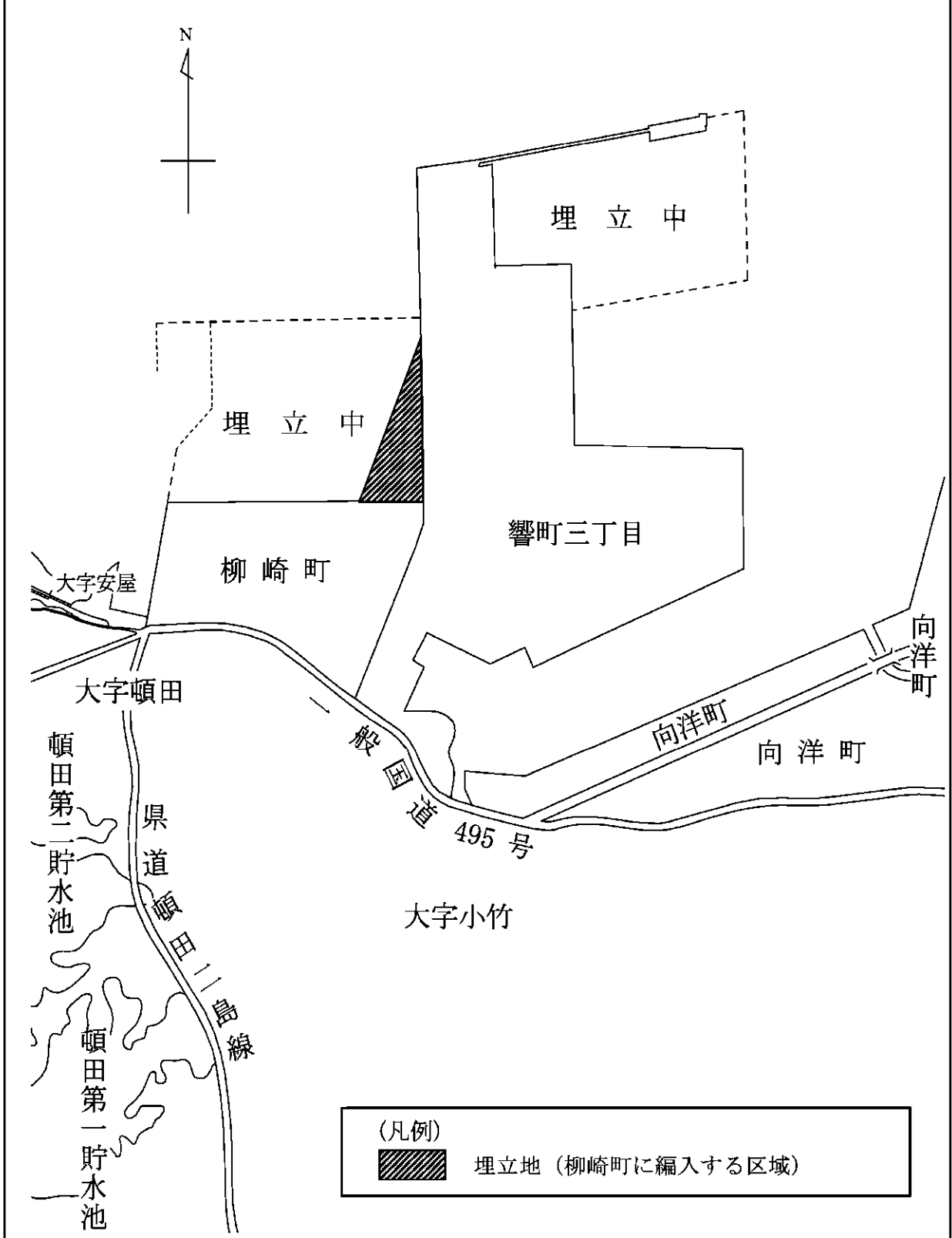
町の区域の変更

- (1) 北九州市門司区新門司北三丁目1の30、1の32地先3万4,953.20平方メートルを北九州市門司区新門司北三丁目の町区域に編入する。
- (2) 北九州市門司区新門司北三丁目1の32地先1,556.73平方メートルを北九州市門司区新門司北三丁目の町区域に編入する。
- (3) 北九州市若松区響町三丁目8の2、30及び柳崎町6地先13万1,793.68平方メートルを北九州市若松区柳崎町の町区域に編入する。

門司区新門司北三丁目地先埋立地付近図



若松区響町三丁目及び柳崎町地先埋立地付近図



地方自治法（抜粋）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2 略

3 略

議案第164号

本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約締結について

本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約を次のとおり締結する。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約を締結するに当たり、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 工 事 名 本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事
- 2 契 約 金 額 49億7,398万円
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 工 期 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方 福岡市博多区豊一丁目9番43号
新明和工業株式会社流体事業部営業本部九州支店
支店長 西村 聡

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第165号

市有地の処分について

市有地を次のとおり売り払う。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 若松区ひびきの北に所在する市有地をデータセンター用地として売り払うため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

1 土地の地目及び所在地

宅地

若松区ひびきの北1番101

若松区ひびきの北1番102

若松区ひびきの北1番209

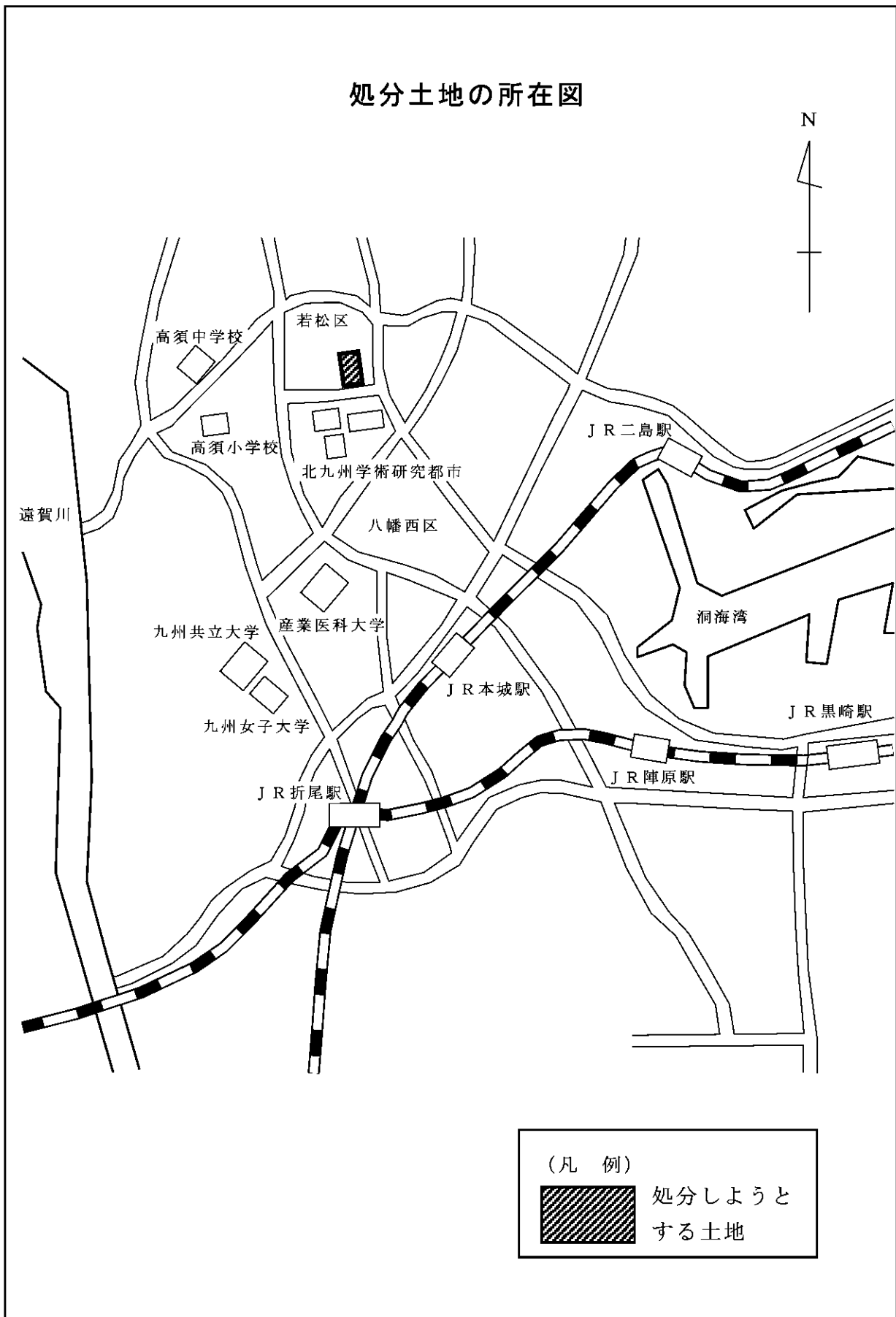
2 土地の面積

6万2,822.37平方メートル

3 売払い予定金額

20億1,659万8,077円

処分土地の所在図



北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第166号

土地の取得について

恒見朽網線（恒見工区）道路整備事業用地を次のとおり買い入れる。

令和5年9月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 門司区大字恒見及び小倉南区大字吉田に所在する土地を恒見朽網線（恒見工区）道路整備事業用地として買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 土地の地目及び所在地
宅地
門司区大字恒見1360番1のうち
山林
小倉南区大字吉田2335番1のうちほか8筆（明細別記）
雑種地
門司区大字恒見1365番1のうちほか4筆（明細別記）
- 2 土地の面積
2万2,337.96平方メートル
- 3 買入れ予定金額
3億339万1,226円

取得しようとする土地の明細

山林

小倉南区大字吉田 2 3 3 5 番 1 のうち

小倉南区大字吉田 2 3 3 5 番 7 のうち

小倉南区大字吉田 2 3 3 6 番 1 のうち

小倉南区大字吉田 2 3 3 6 番 5 のうち

小倉南区大字吉田 2 3 8 8 番 2 のうち

小倉南区大字吉田 2 3 8 9 番 2 のうち

小倉南区大字吉田 2 3 9 0 番のうち

小倉南区大字吉田 2 3 9 0 番 2 のうち

小倉南区大字吉田 2 3 9 1 番のうち

雑種地

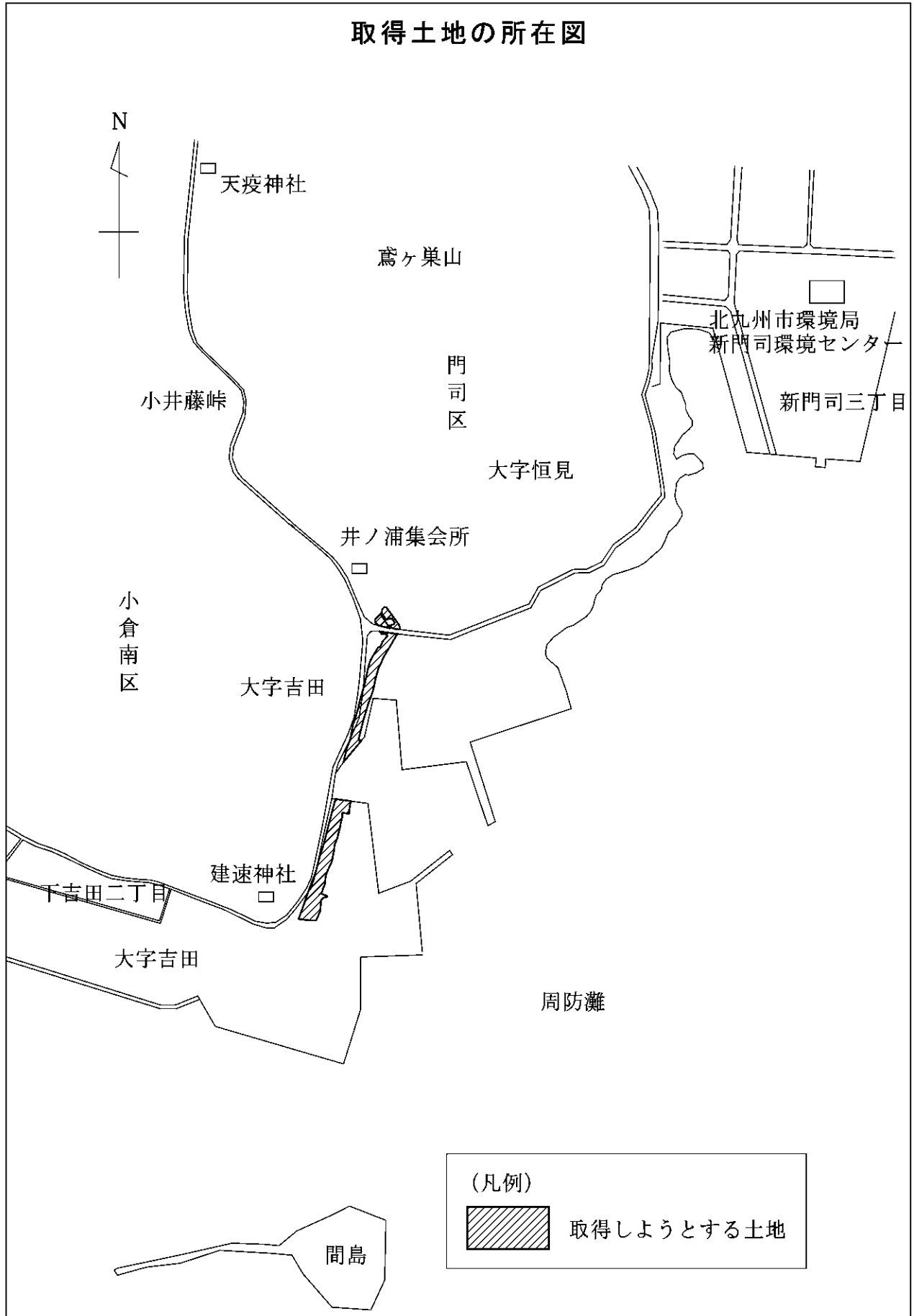
門司区大字恒見 1 3 6 5 番 1 のうち

小倉南区大字吉田又 2 3 3 5 番 4 のうち

小倉南区大字吉田 2 3 3 6 番 3 のうち

小倉南区大字吉田 2 3 9 1 番 2 のうち

小倉南区大字吉田 2 3 9 1 番 3 のうち



北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第167号

土地の取得について

響灘臨海工業団地立地促進事業用地を次のとおり買入れる。

令和5年9月1日提出

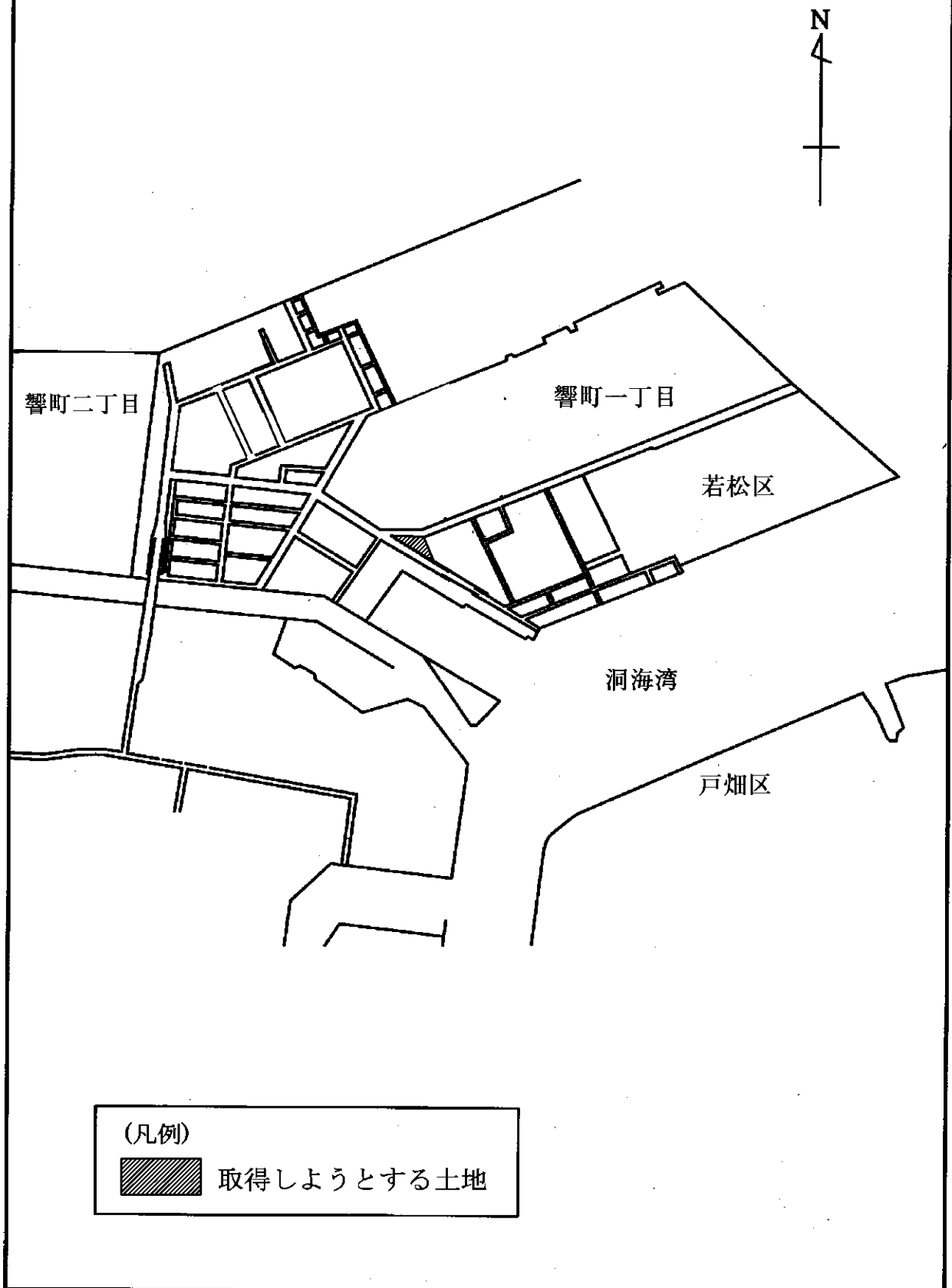
北九州市長 武内和久

提案理由 若松区響町一丁目に所在する土地を響灘臨海工業団地立地促進事業用地として買入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 土地の地目及び所在地
雑種地
若松区響町一丁目105番33
- 2 土地の面積
1万9,858.62平方メートル
- 3 買入れ予定金額
3億1,076万5,715円

取得土地の所在図



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。